

労災保険第三者行為災害の給付実務講習会

～第三者行為災害とは、損害賠償と労災保険との調整など、
自転車による交通事故も踏まえ給付実務をわかりやすく解説～

主催（一社）三田労働基準協会

労災保険制度は、労働者の業務上の事由または通勤による災害に対して所定の給付を行うことを目的としています。通勤途中の交通事故や業務に起因して第三者から暴行を受けた場合などは、第三者行為災害として取り扱い労災保険給付と民事損害賠償との間で支給調整が行われることとなり、手続きが複雑になります。請求書の他に一定の書類提出が必要になることから、業務を熟知した講師から給付実務について具体例も踏まえ解説いたします。

- 1 日時 2023年11月7日（火）13：30～16：00 受付13：00～
- 2 会場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル（裏面案内図参照）
- 3 講師 高橋 健 氏（特定社会保険労務士、元労災監察官）
- 4 内容 第三者行為災害とは、民事損害賠償責任、提出書類、自転車の交通事故、自転車保険等
- 5 受講料 （資料代・税込）
協会会員 4,400円 それ以外の方 6,600円
- 6 定員 30名（先着順）
- 7 申込方法等



(1) 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

- ①講習会名
- ②開催年月日
- ③事業場の名称及び所在地
- ④協会会員又は非会員の表記
- ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦受講者の氏名、フリガナ
- ⑧講習についてのご質問 を記載例のように記入してください。

記載例 ①労災保険第三者行為災害
②2023年11月7日
③(株)〇〇 港区芝〇-〇-〇
?

10月31日（火）までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。
ご不明な点は下記問合せ先までご連絡をお願いします。

(2) 受講料は、10月31日(火)までに、下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

- ・銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店
- ・口座番号：普通預金 0397963
- ・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会
- ・住所：港区芝4-4-5

◆振込人名の前に講習会月日をお付けください

◆法人の種類(カブシキガイシャ等)は、記入せずに会社名を記入してください

(例 1107ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンハウジンは不要です)

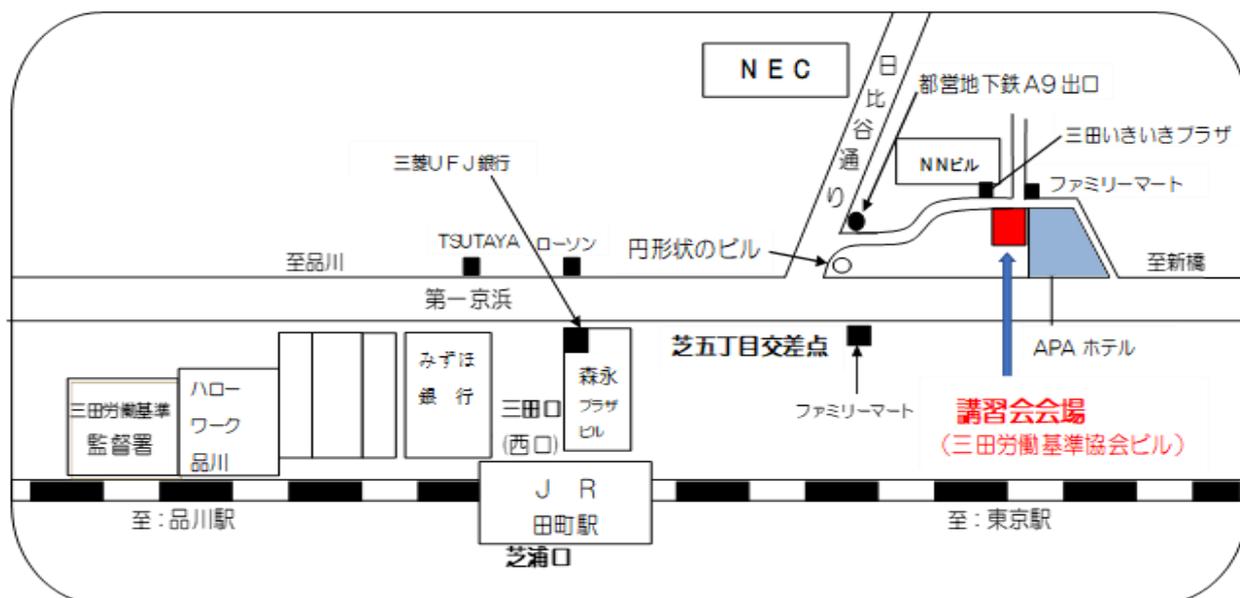
(3) 10月31日(火)までの受講取消は受講料全額を返還いたします。(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

(4) 受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。

この講習会は、三田、品川、大田、渋谷、新宿労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

問合せ先 (一社) 三田労働基準協会 ☎03-3451-0901

<会場案内図>



一般社団法人三田労働基準協会ビル1階研修センター
港区芝4-4-5 TEL 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分
JR 田町駅 三田(西)口 徒歩8分